

令和3年5月18日

新冠町長 鳴 海 修 司

所得等報告書について

政治倫理の確立のための新冠町長の資産等の公開に関する条例  
第3条に基づく所得等報告書を別紙のとおり作成したので報告します。

## 別記様式第2

令和3年5月18日

## 資産等補充報告書

新冠町長 鳴海 修司 (印)

## 1 土地

所在	面積	固定資産税の課税標準額	摘要
※取得無し	m <sup>2</sup>	円	

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。  
 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。  
 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。  
 4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

## 2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
※取得無し	m <sup>2</sup>	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。  
 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。  
 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

## 3 建物

所在	床面積	固定資産税の課税標準額	摘要
※取得無し	m <sup>2</sup>	円	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。  
 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。  
 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

#### 4 預金・貯金・郵便貯金

##### ・預金

預金の総額	※取得無し	円
-------	-------	---

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

##### ・貯金

貯金の総額	※取得無し	円
-------	-------	---

(注) 普通貯金を除く。

##### ・郵便貯金

郵便貯金の総額	※取得無し	円
---------	-------	---

(注) 通常郵便貯金を除く。

#### 5 金銭信託

元本の総額	※取得無し	円
-------	-------	---

#### 6 有価証券

種類	額面金額の総額
外国証券	2,900,000 円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額を記入する。

種類	銘柄	株数	額面金額の総額
株券	※取得無し	株	円

7 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）

・自動車

種類	数量
※取得無し	

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・船舶

種類	数量
※取得無し	

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・航空機

種類	数量
※取得無し	

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

・美術工芸品

種類	数量
※取得無し	

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

8 ゴルフ場の利用者に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

※取得無し	

9 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	※取得無し	円

10 借入金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

借入金の総額	※取得無し	円

## 別記様式第3

令和3年5月18日

## 所 得 等 報 告 書

新冠町長 鳴海 修司 印

		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得	9,580,600	新冠町
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
山 林 所 得			

受贈財産の課税価額	円
-----------	---

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについて、その基因となった事実を記入する。

別記様式第4

令和3年5月18日

関連会社等報告書

新冠町長 鳴海 修司 印

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名
※取得無し		

(注) 1 4月1日現在の名称等を記入する。

2 会社その他の法人には、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定め  
があるものを含む。